

府中市章の使用に関する要綱

令和6年5月13日

要綱第61号

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市章(昭和29年8月7日制定。以下「市章」という。)を適正に管理するため、市章の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(権利の帰属)

第2条 市章に関する一切の権利は、市に帰属するものとする。

(使用上の配慮)

第3条 市章は、市を象徴するものであることに鑑み、その取扱いに当たっては、品位を害することのないよう十分配慮しなければならない。

2 市章の色は、黒又は白(白の場合にあっては、地色は緑)を用いることを原則とする。

(使用の申込み)

第4条 市章を使用しようとする者は、申込書に必要な書類を添えて、市長に申し込まなければならない。ただし、市の執行機関若しくは附属機関又は市議会が使用するとき、この限りではない。

2 市章の使用の期間は、3年以内とする。ただし、市長が認める場合は、この限りではない。

3 旗、衣類等又は印刷物に市章を使用しようとする者は、これらの製作の都度、第1項の規定による申込みを行わなければならない。

(使用の承認)

第5条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、次条に規定する使用の条件に照らして審査し、市章の使用の承認の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項に規定する使用の承認の可否を決定したときは、前条の規定による申込みをした者に対し、通知書により通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定する使用の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用の条件)

第6条 市章を使用することができる条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 法令又は公序良俗に反する使用をしないこと。

- (2) 公共の福祉に反する使用をしないこと。
- (3) 人権侵害につながるおそれのある使用をしないこと。
- (4) 政治的又は宗教的な活動に係る使用をしないこと。
- (5) 市の信用、尊厳又は品位を損なうおそれのある使用をしないこと。
- (6) 市章のみを印刷した製品（ステッカー、キーホルダー、携帯電話機用ストラップ等をいう。）を作成するための使用をしないこと。
- (7) 市の定める色又は形状等の無断での変更を伴う使用をしないこと。
- (8) 使用の承認により得られた権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (9) 自己の商標若しくは意匠とすることその他の独占的な使用をしないこと又はそのおそれのある使用をしないこと。
- (10) 府中市暴力団排除条例（平成23年6月府中市条例第9号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員並びにこれらに準ずる者の利益となるおそれのある使用をしないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

（使用料）

第7条 市章の使用料は、無料とする。

（作成物の提出等）

第8条 第5条1項の規定により使用の承認の決定を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長が当該承認に係る作成物の提出又は使用結果の報告を求めた場合は、これらを速やかに行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出又は報告を受けた場合において、使用状況が適切でないとき認めるときは、使用者に対してその是正を求めることができる。

（変更の届出）

第9条 使用者は、第4条の規定による申込みの内容を変更して市章を使用しようとするときは、届出書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（使用の承認の消滅）

第10条 第5条第1項に規定する使用の承認は、次の各号のいずれかに該当した日をもって消滅するものとする。

- (1) 使用の承認を辞退したとき。
- (2) 使用期間が満了したとき。

(3) 使用期間内において、その使用目的が消滅したとき。

(4) 使用の承認を受けた者が死亡し、又は解散したとき。

(使用の承認の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用者に係る使用の承認を取り消すことができる。

(1) 第6条に規定する使用の条件に反しているとき。

(2) 第8条第1項の規定による提出又は報告を行わないとき。

(3) 第8条第2項に規定する是正に応じないとき。

(4) 虚偽の申込みその他不正な手段により承認を得たことが判明したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 使用者は、前項の規定による取消しを受けたときは、当該取消しに係る頒布物の回収その他必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、第1項の規定による取消しによって生じる使用者及び第三者の損失を補償しない。

4 使用者は、第1項各号のいずれかが該当する場合において、市に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。

(事故、苦情等の処理)

第12条 市章の使用に関する事故、苦情等が生じたときは、使用者の責務において必要な措置を講じるものとする。

(責任の制限)

第13条 市は、市章の使用により使用者又は第三者に損害又は損失が生じた場合であっても、使用者又は第三者に対する損害賠償、損害補償その他法律上の責任を一切負わない。

(様式)

第14条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年6月1日から施行する。